

各市町村障がい福祉主管課長 様

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課長

「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」
の対応について

日ごろより障がい福祉行政の推進にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記事務連絡については、令和2年2月20日付で厚生労働省から発出されたところですが、不明な点を下記のとおり厚生労働省に確認しましたのでお知らせします。

なお、標記事務連絡及び令和2年2月20日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に基づく内容について、障がい福祉サービス事業所から相談等を受けられましたら、ご一報いただきますようお願いいたします。

記

- (1) 標記事務連絡では、「市町村においても、例えば、事業所が在宅でのサービス提供が可能である場合には、必要に応じて、在宅でのサービス利用を認める等、感染拡大防止の観点から柔軟な対応を適宜検討」することが示されているが、この場合、現行制度において在宅利用を行うために必要とされている要件（平成19年4月2日障障発第0402001号 厚生労働省障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」5（3）①）を満たす必要はない。
- (2) 標記事務連絡と、令和2年2月20日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」との関係は独立したものであり、標記事務連絡の適用にあたっては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」で示されている
 - ・都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合
 - ・サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者へ感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合は要件となるものではない。

| |
|--|
| <連絡先>障がい福祉企画課制度推進グループ TEL：06-6941-0351 （内線2464） 直通：06-6944-9175 FAX：06-6942-7215 |
|--|